

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 -外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年 5 月 24 日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 トレジャリー・マーケット・ディレクター・アンド・
デピュティ・トレジャラー
リチャード・シュリンプトン
(Richard Shrimpton, Treasury Markets Director &
Deputy Treasurer)

【本店の所在の場所】 連合王国 EH1 1YZ エдинバラ市ザ・マウンド
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦澤千尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦澤千尋
弁護士 近藤奈穂

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第13回期限前償還条項付円貨社債(2024) 339億円

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年12月4日
効力発生日	令和5年12月12日
有効期限	令和7年12月11日
発行登録番号	5-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 7,500億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額	該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし	

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 債還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行する予定の、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第13回期限前償還条項付円貨社債（2024）（以下「本社債」という。）についての記載がなされている。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第13回期限前償還条項付円貨社債（2024）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	339億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	339億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率 (%)	年1.307% 下記任意償還日の翌日以降の利率 は、適用ある1年物日本円TONA東京 スワップレート（10時）（下記「利 息支払の方法 - (3)(a)」に定義す る。ただし、当該箇所の記載に従つ て年1回払いベースの年率から半年 毎の年2回払いベースの年率に変換 する。）および0.650%（年率）の合 計値に改定される。 下記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年6月4日および12月4日	任意償還日	2029年6月4日 下記「償還の方法 - (4)」を参照のこと。
償還期限	2030年6月4日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2024年5月24日
払込期日	2024年6月4日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内にお ける本店および各支店

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が隨時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前までにユーロネクスト・ダブリンのグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場され、取引が許可されることが企図されている。下記「摘要-12 連合王国における課税」を参照のこと。

振替機関

名称	住所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各自に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、社債の要項に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号	共同主幹事会社が連帶して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2024年5月24日に調印された元引受契約に従い共同主幹事会社により連帶して買取引受けされ、一般に募集される。幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.250%に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
合 計		33,900	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2024年5月24日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を隨時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かか

る後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

- (1) 本社債の利息は2024年6月5日(その日を含む。)からこれを付し、毎年6月4日および12月4日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。
- (2) 2024年6月5日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法-(4)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法-(7)」に従う。)、本社債の金額に対して年1.307%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(下記「償還の方法-(1)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法-(7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および0.650%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + TONA\ TSR} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)」とは、ベンチマーク管理者としてのRefinitiv Benchmark Services (UK) Limited(またはその承継管理者)(以下「リフィニティブ・ベンチマーク・サービス」という。)によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEG・スクリーン・ページのJPTSRTOA=RFTB(またはその承継ページ)(以下「LSEG・スクリーン・ページ」という。)において公表され、東京スワップレート(TONA参照)として知られる変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト(0/N)物レート(以下「TONA」という。)を参照する円金利スワップ取引(期間1年)の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてリフィニティブ・ベンチマーク・サービスによって指定される再公表期限(もしあれば)のいずれか遅い方の時点または期限内に、リフィニティブ・ベンチマーク・サービスによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

- (b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止事由およびインデックス停止開始日(いずれも以下に定義する。)の双方が発生していない限り、改定後利率決定日ににおいて適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)がLSEG・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)とする。

「インデックス停止事由」とは、以下の各々の事由をいう。

- () 日本銀行(または承継管理者)がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行(または承継管理者)による、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。)
- () TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正

式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者がいない場合に限る。）

- () リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズによる、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
- () リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズに対する監督当局、日本銀行、リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズに対する管轄権を有する倒産手続当局、リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズに対する管轄権を有する破綻処理当局またはリフィニティップ・ベンチマーク・サービスズに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

(c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関するインデックス停止事由（当該事由中の()および/または()が発生している場合は除く。）およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合、下記「利息支払の方法 - (3)(d)」または「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、リフィニティップ・ベンチマーク・サービスズが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利（以下に定義する。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートで、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）を代替するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの（以下「代替1年物日本円東京スワップレート」という。）とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利（スプレッドおよび調整を含む。）（かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。）で、かかる金利の管理者によって提供され、またはかかる金利の管理者（または承継管理者）によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

(d) TONAに関するインデックス停止事由（当該事由中の()および/または()が発生している場合は除く。）およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合で、日本円推奨金利が存在するもののリフィニティップ・ベンチマーク・サービスズが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に代替1年物日本円東京スワップレートを公表しない（または代替1年物日本円東京スワップレートが利用不能である）場合、下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における代替1年物日本円東京スワップレートは、直近に公表された代替1年物日本円東京スワップレートとする。

(e) () 改定後利率決定日において、TONAに関するインデックス停止事由（当該事由中の()および/または()が発生している場合は除く。）およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合であるが、

- (x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは
- (y) 直近に公表された代替1年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは
- (z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由（以下に定義する。）がその後に発生している場合、または

() 1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）に関するインデックス停止事由およびインデックス停止開始日の双方が発生している場合、

1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、()TONAに関するインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、()TONAに関するインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または()その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レートは、承継金利決定代理人（以下に定める。）が、当該レートが代替レートとしての代表性があると考えるに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行方して決定する。また、承継金利決定

代理人は、円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートについての市場慣習に従うため、社債の要項の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定および/または本要項の変更について、本社債権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。本「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用される場合、発行会社は改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を任命する。発行会社は、その単独の裁量と費用負担により、自らの関係者（承継金利決定代理人としてなすべき計算または決定について経験のある主要な金融機関でなければならぬ。）、国際的に信用のある独立金融機関または適切な専門知識を有すると定評のある独立アドバイザーを、承継金利決定代理人として任命できる。発行会社および承継金利決定代理人が誠実に行行為し合理的な努力をしたにもかかわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金利決定代理人が1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替を決定できない場合、改定後利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がLSEG・スクリーン・ページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。発行会社は、かかる任命、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替ならびにTONAおよびリフィニティブ・ベンチマーク・サービスの交替（もしあれば）について財務代理人に直ちに書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに本社債権者に対して公告する。

「日本円推奨金利停止事由」とは、以下の各々の事由をいう。

- () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
 - () 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者がいない場合に限る。）
- (4) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から5営業日以内に、財務代理人は、当該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告は不要とする。
- (5) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、利率（改定後利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法 - (3)(a)」ないし「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務（公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行ふことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を隨時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は、利率確認事務取扱者の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (7) 本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、それぞれ上記「利率」のとおり定められていた利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2030年6月4日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

税法改正（以下に定義する。）の結果として、以下の(a)、(b)および/または(c)に該当する場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

- (a) 発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を次回の利払日に負っているかまたは負うこととなる場合であり、かつ、発行会社がとり得る合理的な手段によっても当該支払義務を回避できない場合
- (b) 次回の利払日における本社債に係る利息の支払いが、2010年英國法人税法（またはその時点における改正法もしくは再制定法）第23編第2章に定められた「分配（distribution）」に該当する場合
- (c) 次回の利払日において、発行会社が本社債に関する支払いについて英國租税債務の計算の際に損金控除する権利を有しない（または発行会社に対する当該損金控除の価額が大幅に減額された）場合

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、（ ）関連する事実の詳細とともに、本「償還の方法 - (2)」に基づき償還を行う権利を発行会社にもたらす関連状況が発生している旨、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、および（ ）かかる償還期日を記載した証明書、ならびに、上記（ ）に記載の事項を確認する定評ある独立した法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手続に要する一切の費用は、（直前に定める謄写に要する費用を除き）発行会社の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」において、「税法改正」とは、英國またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局の法律または規則（英國が当事国である一切の条約を含む。）の変更もしくは変更案または修正もしくは修正案、あるいは、当該法律に係る公的な解釈または一般的に公表された解釈（裁判所もしくは審判所による決定または関連税務当局による解釈もしくは発表を含む。）の適用に関する変更のうちで、(x)（ただし、(y)に従う。）本社債の発行日以降に発効するか、もしくは発効することとなる変更もしくは修正、または(y)法律の変更もしくは変更案については、本社債の発行日以降に当該変更が制定される場合（変更案については、本社債の発行日以降にその変更の制定が予定される場合）を意味する。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

損失吸収不適格事由（以下に定義する。）が生じている場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、（ ）関連する事実の詳細とともに、損失吸収不適格事由が発生している旨、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨、および（ ）かかる償還期日を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社

債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手続に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

社債の要項において、以下の用語は以下の意味を有する。

「グループ」とは、発行会社ならびにその子会社および関連会社を意味する。

「損失吸収不適格事由」は、いずれの場合も、本社債の発行日以降に効力が生じる、損失吸収規制(以下に定義する。)の修正もしくは未発効の変更または損失吸収規制の適用もしくはその公権的解釈に関する変更の結果として、本社債の全部または一部が、発行会社および/またはグループの()自己資本および適格債務ならびに/または()損失吸収力のある証券の最低基準を充たさないとして除外されている場合、あるいは(発行会社、関連規制当局(以下に定義する。)および/または関連英國破綻処理当局(以下に定義する。)の意見として)除外される可能性が高い場合(いずれの場合についても、当該最低基準は、発行会社および/またはグループに適用されるもので、かつ関連する損失吸収規制に従って決定されている場合に限る。)、発生しているものとみなす。ただし、関連する最低基準を充たさないことによる本社債の除外が、本社債の発行日において発行会社および/またはグループに対して効力を有する関連する損失吸収規制に基づき当該最低基準を充たすための適格性として定められた期間を、本社債の残存期間が下回ることを理由とする場合については、損失吸収不適格事由に該当しない。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関する、英國、関連規制当局、関連英國破綻処理当局および/または金融安定理事会の法律、規則、要件、指針、制度、基準および方針で、その時点において英國において適用のあるものを意味し、上記の一般性を制限することなく、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力のある証券に関する最低基準に関して関連規制当局および/または関連英國破綻処理当局により隨時採択または適用される一切の規則、要件、指針、制度、基準および方針(当該規則、要件、指針、制度、基準または方針が発行会社またはグループに一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。)を含む。

「関連規制当局」とは、関連英國破綻処理当局または各状況において発行会社および/もしくはグループに対して主たる監督権限を有するその他の英國の政府機関(または発行会社が英國以外の法域に本拠を有することとなった場合、当該法域の政府機関)をいう。

「関連英國破綻処理当局」とは、イングランド銀行、その承継者もしくは代替者および/または英國において英國ペイルイン権限(下記「摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」で定義する。)を使用する権能を有するその他の当局を意味する。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社は、その選択により、2029年6月4日(以下「任意償還日」という。)に、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で任意償還日(その日を含む。)までの未払いの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の権限ある署名者2名が署名し、発行会社が本「償還の方法 - (4)」に基づき本社債の償還を選択する旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (4)」の手続に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

(5) 買入消却

発行会社またはその子会社は、公開市場その他においていかなる価格ででも本社債を隨時買入れることができる。当該本社債は、保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

(6) 債還または買入れの条件

本「償還の方法」に基づく本社債の償還または買入れ(満期日における償還を除く。)は、その時点において関連規制当局または損失吸収規制により要求される限度内で、発行会社による関連規制当局に対する通知および関連規制当局による発行会社に対する本社債の償還または買入れの許可を条件とする。な

お、上記に定める許可の付与の関連規制当局による拒否は、いかなる目的においても債務不履行を構成するものではない。

担保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無保証、非劣後、かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先劣後することなく現在および将来において同順位であり、また、法律により定められた強行的例外を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と現在および将来において少なくとも同順位である。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」に定義する。）を提示するものとする。）または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もししくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もししくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該社債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該社債権者集会の開催日に当該社債権者集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該社債権者集会に出席させ、当該社債権者集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該社債権者集会に出席し、当該社債権者集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席しました議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をする場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてTMF Group株式会社（以下「TMF」という。）の代表取締役を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所としてTMFのその時々の住所（現在の住所は、郵便番号100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京俱楽部ビルディング11階である。）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすこととに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付を付与するよう依頼しており、本社債の条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社は、2024年5月23日（連合王国時間）現在、R&IからAの発行体格付を付与されている。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証をしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まつたとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックした画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびムーディーズ・インベスターーズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に対して、格付を付与するよう依頼しており、本社債の条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社の非劣後無担保長期債務について、2024年5月23日（連合王国時間）現在、S&PからBBB+、ムーディーズからA3、フィッチからAの格付をそれぞれ付与されている。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（同内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライプラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（）ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 制限された債務不履行事由および執行

本社債に関する元金または利息について、それらの支払期日から14日以上、発行会社が支払いを行わない場合、各本社債権者は発行会社の解散手続を開始できることおよび発行会社のいずれの解散手続においても債権届出ができることを除き、かかる懈怠についてその他の行為をなし得ない（ただし、本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第二段落に定める規定を害するものではない）。ただし、（）（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従うことを条件として）当該支払い、発行会社、支払代理人、財務代理人または本社債権者に適用のある、財政もしくはその他の法令、管轄裁判所の命令または発行会社と税務当局との間の合意を遵守するため、あるいは（）かかる法令または命令の有効性または適用可能性について疑義がある場合において上記14日間中に定評ある独立した法律顧問から受けたかかる有効性または適用可能性に関する助言に従って、発行会社が当該支払いの留保または拒絶をする場合、各本社債権者は発行会社の解散手続を開始する権利を有しない。

特別決議により事前に承認された条件による再建または合併を目的とする場合を除き、発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合、各本社債権者は、その選択により、当該本社債権者が保有する各本社債について、その支払期限が到来して本社債の金額の100%でその日までの経過利息を付して支払われるべき旨、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された本社債の保有を証する証明書（以下

「保有証明書」という。)を提示しなければならない。)をなすことができ、当該通知によって直ちにかかる旨の効力が発生する。

発行会社の解散手続を開始することまたは発行会社のいずれの解散手続においても債権届出ができるのを除いて、本社債の未払いの金額の回収のためであるか、または本社債に基づくいかなる義務の発行会社による違反に関するかを問わず、本社債権者は、発行会社から救済を受けられない。

本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第一段落で規定された支払いの懈怠が生じた場合または本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」第二段落で規定された命令もしくは決議がなされた場合(以下、それぞれを「債務不履行事由」という。)、発行会社は、実務上可能な限り速やかに、財務代理人に対し当該支払いの懈怠、命令または決議を書面により通知し、本社債権者に対してその旨を公告する。

本「摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および/または利息の一切の支払いは、英國(または英國のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体)によりまたはそれらのために、課され、賦課され、徵収され、留保されまたは算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなれる。ただし、英國(または英國のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体)の法令またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領していたであろう利息の金額と同額となるために必要な利息のみに係る追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、()単に当該本社債を保有すること以外に英國と関連を有することを理由として、当該本社債に関して課されまたは賦課される税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、または()本社債券(下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義する。)が発行された場合に限って、関連日(以下に定義する。)から30日を超えた日に支払いのために呈示された本社債に関する追加額(ただし、本社債権者が本社債券をかかる30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば受領できたであろう限度の追加額は除く。)は、支払われない。

社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、本社債につき発行会社によってまたは発行会社に代わって支払われるべき金額は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典(その後の改正を含み、以下「米国歳入法」という。)第1471(b)条に定める契約によって要求または課されるか、その他米国歳入法第1471条ないし第1474条(その規則や公式解釈を含む。)またはアメリカ合衆国と当該条項の実施を進めている他の法域との政府間協定(またはかかる政府間協定を実施するための財務もしくは規制に関する法律、規則もしくは実務)により課される、控除または源泉徴収後の純額となる(かかる源泉徴収または控除を以下「FATCA源泉徴収税」という。)。発行会社その他のいかなる者も、FATCA源泉徴収税に関して追加額の支払義務を負わない。

「関連日」とは、利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合については、支払代理人によつ

てかかる全額が受領され、財務代理人が上記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を適式に行つた日を意味する。

(口) 社債の要項において利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

8 通貨の補償

本社債に基づいて支払われる金額に関して判決または命令がなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨（以下「判決通貨」という。）で表示され支払われることにより、かつ、（ ）かかる判決または命令のために日本円の金額を判決通貨に換算した換算率と（ ）かかる判決または命令による支払いがなされた日において、本社債権者が現実に受領した判決通貨の金額で日本円を購入することができる換算率との変動によって、本社債権者が被った損害を補償することを、発行会社は、当該本社債権者に対して約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意

(イ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取ることにより、本社債から生じた本支払金額（以下に定義する。）が関連英国破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使の対象となることがあることを認識し承諾して、さらに(a)()本支払金額の全部もしくは一部の減額、()本社債の条件を改定、修正および変更する方法による場合を含めて、本支払金額の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換（および、本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務の発行または授与）、()本社債の消却、ならびに/または()本社債の償還期日の改定もしくは変更か本社債について支払われるべき利息額もしくは利息の支払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）のいずれか、またはこれらのうちいくつかを同時に生じさせ得る、関連英国破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使の効果、また(b)関連英国破綻処理当局によるかかる英國ペイルイン権限の行使の効果を発生させるために必要な場合の本社債の条件に対する変更について、認識し、承諾し、拘束されることに合意し、かつ同意する。

「本支払金額」とは、本社債の元金および未払いの経過利息をいい、かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使の前に支払期日が到来したが、未払いのままの金額を含む（ただし、これに限られない。）。

さらに、各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債に基づく本社債権者の権利が、関連英国破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を発生させる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意する。

「英國ペイルイン権限」とは、発行会社またはグループ内のその他の会社に対して英国内で適用があり、英國において設立された金融持株会社、混合金融持株会社、銀行、銀行グループ会社、信用機関お

および/または投資会社の破綻処理に関する有効な法律、規制、規則または要件（隨時改正されたまたは改正される2009年英国銀行法および/または損失吸収規制に基づき、英國における破綻処理法制として施行され、採択されまたは制定される法律、規制、規則または要件を含むが、これらに限らない。）に基づいて隨時存在する債務減額権限、転換権限、移転権限、改定権限、猶予権限および/または支払停止権限を意味する。

- (口) 発行会社は、関連英國破綻処理当局による本社債に関する英國ベイルイン権限の行使について、かかる英國ベイルイン権限の行使後、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告する。財務代理人への通知または本社債権者に対する公告の遅滞または懈怠は、英國ベイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。
- (ハ) 関連英國破綻処理当局による英國ベイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として、減額、転換、消却、停止（停止または猶予が存続する限度とする。）、改定または変更された金額の限度において、本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、支払われることはない。
- (二) 発行会社に関する関連英國破綻処理当局による英國ベイルイン権限の行使の結果としての本支払金額の一部または全部の、減額もしくは消却または発行会社もしくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、および本社債に関する関連英國破綻処理当局による英國ベイルイン権限の行使のいずれも、いかなる目的においても債務不履行または債務不履行事由とはならない。
- (ホ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取ることにより、関連英國破綻処理当局による本社債に関する英國ベイルイン権限の行使の決定について、関連英國破綻処理当局が事前の通知をすることなくかかる権限の行使をすることに、同意したものとみなされる。
- (ヘ) 本「摘要 - 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意」の手続に要する一切の費用（発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。）は、発行会社の負担とする。

2013年英国金融サービス（銀行改正）法、二次法制その他によるかを問わず隨時改正されたまたは改正される2009年英国銀行法（以下「銀行法」という。）に含まれる原則に従い、関連英國破綻処理当局は債権者の請求権（銀行法にその意義を定める除外債務は例外とする。）の順位に応じて本社債に関する英國ベイルイン権限を行使し、また英國ベイルイン権限の行使に関し本社債権者が、発行会社の倒産に際して本社債と同順位であるその他全ての請求権と同等に取り扱われることを、発行会社は想定している。

10 相殺権の放棄

各本社債権者は、本社債を買い取ることにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得るべき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。

11 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法により、修正および変更を本社債権者の同意なしに行うことができる。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に通知し、その後実務上可能な限り速やかにその旨本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 11 修正および変更」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

12 連合王国における課税

以下の記述は、本社債に関する（）元利金およびその他の支払いに関連する、本書提出日現在の連合王国における源泉徴収課税の取扱い、ならびに（）連合王国の印紙税および印紙留保税（以下「SDRT」という。）に関連する一定の情報について要約したものである。本要約は、現行法（2024年5月23日現在（連合王国時間））および連合王国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の公表された実務に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分に関する連合王国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債の任意の回号に関する特定の発行条件が、当該回号およびその他の回号の本社債における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性がある全ての税務上の検討事項について記述することを目指したものでもない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について連合王国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄

地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか)について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債に関する支払い、連合王国の印紙税およびSDRTについて、もっぱら連合王国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債に関する支払いについては、たとえかかる支払いが連合王国の法律に基づく課税上の(またはこれを理由とする)源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

(A) 連合王国の源泉徴収税

- 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、(2007年英国所得税法(以下「英國所得稅法」という。)第987条に基づく第1005条の意味における)承認された証券取引所に上場されて、かつ上場され続ける場合または(英國所得稅法第987条に基づき)規制対象となる承認された証券取引所の運営する多角的取引システムにおいて取引が許可されて、かつ許可され続ける場合に限り、「上場ユーロ債」に該当する。本社債が上場ユーロ債であり、かつあり続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いについては、連合王国の所得税上の(またはこれを理由とする)源泉徴収または控除なしに行うことができる。

ユーロネクスト・ダブリンは承認された証券取引所である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、かかる証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において、「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

- 上記1.に記載する免除規定に該当しないその他全ての場合において、本社債の利息の支払いは、基本税率(現行では20%)により連合王国の所得税を控除してなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合にはこれに従う。

(B) 連合王国の源泉徴収税 - その他の支払い

本社債に係る支払いが、連合王国の税務目的上、利息を構成せず(または利息として扱われず)、例えば、連合王国の税務目的上、年次払いまたは組成された支払いを構成する(またはそのように扱われる)場合(特に、本社債の特定の発行条件を規定する諸要項によって決定される。)、連合王国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、関連する税率による連合王国の所得税が控除されて支払いがなされる可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

(C) 連合王国の源泉徴収税に関するその他の規則

- 利息またはその他の支払いが、連合王国の所得税上の控除を受けて行われた場合、連合王国に居住していない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは地方税法上可能などきには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。
- 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)および(B)の諸規定により、一般的に連合王国の源泉徴収税は課されない。
- 本社債が、額面を超える金額にて償還される(またはそうなる可能性がある)場合は、(割引価格で発行される場合とは異なり)かかる額面超過相当部分は、利息の支払いを構成する可能性がある。利息の支払いは、上記に概説した連合王国の源泉徴収税に服する。
- 上記にいう「利息」とは、連合王国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記においては、「利息」または「元本」について、他の法律に基づいて有効である可能性があり、または本社債の諸要項もしくは関連する書類によって設定される可能性がある、いかなる異なる異なる定義も考慮に入れていない。本社債権者は、本社債に係る支払いであって、連合王国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものに関する源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。
- 「連合王国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替がないことを前提とするものであり、かかる代替があった場合の税務上の影響については考慮していない。

(D) 連合王国の印紙税およびSDRT

- 本社債の発行について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。
- 本社債の譲渡について、かかる譲渡が電磁的方法によってのみ行われ、譲渡を有効ならしめるために他の証書が用いられないことを条件として、連合王国の印紙税の支払いを要しない。
- 本社債の譲渡または譲渡の合意について、以下の事項を条件として、連合王国のSDRTは課されない。
 - 本社債の額面金額に対して商取引上合理的な利益を超える金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。

- (b) 本社債の額面金額を超え、2000年金融サービス市場法第6章との関係において所轄官庁として活動する金融行為規制機構のオフィシャル・リストに挙がっている貸出資本の発行条件に基づいて（同様の額面金額について）一般に返済される金額に合理的には相当しない金額の返済を受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
- (c) ある事業もしくはその一部の業績または資産の価値を参考して決定される、または決定された金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。

上記(a)ないし(c)は事実関係次第である。

4. 本社債の償還について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。

13 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
339億円	8,475万円	338億1,525万円

(2) 【手取金の使途】

本社債の手取金は、2024年度末までに、発行会社の子会社および関連会社の貸付け、信用供与、投資その他銀行業務のために、隨時必要に応じて用いられる予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

募集又は売出しに関する特別記載事項

発行会社が本社債の元金または利息の支払いを行わない場合に本社債権者が取り得る救済方法は限定されている。

本社債の元金または利息の支払いの懈怠が生じた場合に本社債権者が取り得る唯一の救済方法は、適用ある法律に従い、発行会社の解散手続を開始することである。本社債権者により開始されたか否かを問わず、発行会社の解散が行われる場合、本社債権者は、当該解散において、本社債に基づき生じる発行会社の義務に係る債権届出をすることができる。ただし、本社債権者は、かかる元金または利息の支払いの懈怠が生じた場合でも、未償還の本社債の元金の期限が到来したものと宣言することはできない。

本社債に関し、社債の管理会社は設置されていない。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債権者が自ら行わなければならない。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対してもかかる義務をも負担せず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。

上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 2 制限された債務不履行事由および執行」を参照のこと。

発行会社は、損失吸収不適格事由が生じた場合、いつでも本社債を償還することができる。

発行会社は、損失吸収不適格事由が生じた場合、（その時点において関連規制当局または損失吸収規制により要求される限度内で、発行会社による関連規制当局に対する通知および関連規制当局による発行会社に対する許可を条件として）いつでも本社債の全部（一部は不可）を償還することができる。自己資本および適格債務ならびに／または損失吸収力のある証券の最低基準に関する適用ある法律、規則および基準が英国で施行されており、将来改正される可能性があることから、発行会社は、本社債の全部または一部が、発行会社の(1)自己資本および適格債務ならびに／または(2)損失吸収力のある証券の（発行会社単体のまたは発行会社およびその子会社全体の）最低基準（いずれの場合にも当該最低基準は、発行会社およびその子会社に適用される。）を充たさないとして除外されるか否かを現時点で予測することはできない。本社債が上記のとおり償還されるかまたは本社債が上記のとおり償還されると認識される場合、本社債の市場価格は影響を受ける。一つまたは複数の法規制の改正が本社債に影響し得る程度およびインパクトを考慮すると、かかる法規制の不確実性もまた本社債の価値に影響を及ぼし、それにより、本社債の取引価格が影響を受ける可能性がある。

本社債権者は、社債の要項（上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」を参照のこと）に基づいて、関連英國破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使に拘束されることに同意することとなる。本書の参考書類である外国会社報告書の補足書類（1）の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループは、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

健全性規制機構は、限定的な例外を除き、（発行会社等の）関連機関の英国外の国の法律に準拠する無担保債務（その条項が日本法に準拠する本社債を含む。）には、保有者が、当該債務が英國ペイルイン権限の対象となる可能性があることを認識し、関連英國破綻処理当局によるかかる権限の行使に拘束されることに同意する旨の契約上の確認を記載している。

結果として、発行会社と本社債権者との間の別途の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債権者は、本社債を買い取ることにより、（ ）本支払金額の全部もしくは一部の減額、（ ）本社債の条件を改定、修正および変更する方法による場合を含めて、本支払金額の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換（および、本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券もしくはその他の債務の発行または授与）、（ ）本社債の消却、ならびに／または（ ）本社債の償還期日の改定もしくは変更か本社債について支払われるべき利息額もしくは利息の支払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）のいずれか、またはこれらのうちいくつかを同時に生じさせ得る、関連英國破綻処理当局による英國ペイルイン権限（かかる英國ペイルイン権限は、関連英國破綻処理当局による当該英國ペイルイン権限の行使の効果を発生させるために必要な場合、社債の要項を変更する方法により行使できる。）に拘束されることを認識し、承諾し、合意し、かつその行使に同意しなければならない。上記（ ）および（ ）において、「本支払金額」とは、本社債の元金および未払いの経過利息をいい、かかる金額には、関連英國破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使の前に支払期日が到来したが、未払いのままの金額を含む（ただし、これに限られない。）。さらに、各本社債権者は、本社債権者の権利が、関連英國破綻処理当局による英國ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を発生させる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意しなければならない。本書の参考書類である外国会社報告書の補足書類（1）の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループは、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

本社債権者は、発行会社が破綻・再生処理の対象となった場合、損失を吸収することを求められる可能性がある。

本書の参考書類である外国会社報告書の補足書類（1）の「第三部 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 事業等のリスク」」の「規制上および法務上のリスク」の「当グループは、銀行または当グループが破綻した場合に講じられる可能性のある規制上の措置の対象である。」の項目を参照のこと。

銀行法における特別破綻処理制度において定められるその他の権限が、本社債に基づく本社債権者の権利および本社債権者の本社債への投資の価値に影響を与える可能性がある。

銀行法における「特別破綻処理制度」では、次の権限も定められている。すなわち、(a)英国の銀行もしくはその親会社によって発行された有価証券の全部もしくは一部または英國の銀行もしくはその親会社の財産、権利および債務（本社債を含むことがある。）の全部もしくは一部を、民間の買受人に譲渡するか、有価証券の場合、一時的に国有化するか、または財産、権利もしくは債務の場合、ブリッジバンク（イングランド銀行が所有する事業体）に譲渡する権限、(b)その他の破綻処理手法と合わせた場合に限り、減損されたかまたは貸倒懸念のある資産を、最終的な売却または段階的縮小を通じてその価値が最大限になるよう管理できるようにするため、一つまたは複数の国有の資産管理ビークルに譲渡する権限、(c)債務不履行に関する条項、契約またはその他の合意（当事者による契約の終了または支払債務の期限の利益喪失を可能にする規定を含む。）を無効にする権限、(d)英国の銀行に関する一定の破綻処理手続を開始する権限、ならびに(e)英国の銀行の譲受銀行または承継銀行が有効に営業することができるよう、合理的な対価をもって、英国の銀行またはその親会社とそのグループ事業体（当該グループから除外される事業体を含む。）との間の契約上の義務を無効にし、変更またはかかる契約上の義務を負わせる権限である。

銀行法はまた、英国政府が特別破綻処理制度の権限を（場合により遡及的効力を用いて）有効行使することができるようとする目的で、更なる法改正の権限を英国政府に与えている。

銀行法において定められた権限は、金融機関（およびその親会社）ならびに投資会社の経営方法ならびに一定の状況における債権者の権利に影響を与える可能性がある。したがって、銀行法により定められた行為が実施されることで本社債に基づく本社債権者の権利が影響を受け、また、かかる権限の行使またはそのおそれにより、本社債の価値が影響を受ける可能性がある。

相殺権の放棄

本社債権者は、本社債に基づきまたは本社債に関して生ずる発行会社が本社債権者に対して負担する金額について、相殺権、抗弁権または差引計算権を行使または主張することができなくなり得る。各本社債権者は、本社債を買い取ることにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得るべき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。上記にかかわらず、本社債権者の発行会社に対する権利および請求権が、相殺、抗弁または差引計算によって履行された場合、かかる本社債権者は、かかる履行された額に相当する金額を直ちに発行会社（または発行会社が解散もしくは管理下にある場合、清算人もしくは管財人）に支払うこととなり、その結果、かかる履行は行われなかったものとみなされることがあり得る。

振替制度における記録等

英国ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国ペイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまふか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英國ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英國ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英國ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英國ペイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英國ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

本社債は発行会社のみが負う義務であり、発行会社はその子会社の債権者に対して構造的に劣後する。

本社債は、発行会社のみが負う義務である。発行会社は持株会社であり、その業務の実質的に全部を子会社を通じて行っている。発行会社の子会社は、独立した別個の法人であるため、発行会社が支払うべき金額の支払義務を負わず、また発行会社の支払義務を満たすための資金を発行会社に提供する義務も負わない。子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産分配に参加する権利は、発行会社が当該子会社の債権者および優先株主に優先するかまたはそれと同順位であると認められる請求権を有する限られた状況を除いて、当該子会社の債権者および優先株主の優先権に制約される。したがって、発行会社の子会社の一つが整理、清算または解散する場合でも、()本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、()当該子会社の清算人は、発行会社が当該他の子会社の普通株主であり、かつ当該他の子会社から分配を受けられるとしても、発行会社に先立って、当該子会社の資産をまず当該他の子会社の優先株式およびその他Tier 1 資本証券の保有者（発行会社を含む可能性がある。）を含む当該子会社の債権者の請求権に対する支払いに充当する。

本社債に基づくグロスアップ義務の限定

社債の要項に基づく英國の税金に係る源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、期限の到来した利息の支払いにのみ適用され、元金の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が元金の支払いに適用される限度内では、社債の要項に基づく追加額の支払いを要求されない。したがって、かかる源泉徴収または控除が本社債に基づく元金の支払いに適用される場合、本社債権者は、かかる本社債に基づいて支払われるべき全額に満たない金額を受領する可能性があり、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債に関する投資家情報の開示について

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報は除く。）については、共同主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社または野村證券株式会社のいずれかに対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本発行登録追補目論見書第三部第1「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書は含まれてありません。

また、外国会社報告書の補足書類には、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして企業内容等の開示に関する内閣府令で定められたものの要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録追補目論見書第三部第2「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売付けられることはできません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度令和5年度（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）
令和6年4月26日関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下総称して「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が令和6年4月24日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（令和6年5月24日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が令和6年4月24日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本発行登録追補書類提出日（令和6年5月24日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

- 3 提出者が公益または投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

参照書類としての外国会社報告書の補足書類(3)に従い、外国会社報告書の各関係箇所を参照すること。

別途記載のない限り、用語は令和6年4月26日に提出した外国会社報告書およびその補足書類における用語と同じ意味を有する。

代替的業績指標

代替的業績指標は、本書内の表中において「A」で示されている。

法定ベースの財務成績は、基礎的数値ベースで表示されたものやその他の代替的業績指標によって補足されている。これは、当グループを包括的に理解できるようにし、かつ、競合他社との比較を容易にするためである。当グループの「最高経営意思決定者」(IFRS第8号「事業セグメント」において定義される。)であるグループ・エグゼクティブ委員会は、業績を評価しリソースを配分するため、当グループの業績を基礎的数値ベースで検討する。経営陣は、代替的業績指標である税引前基礎的利益を業績指標として用いており、これが投資家にとって重要な情報を提供していると考えている。なぜなら、例えば経営陣のコントロールの及ばない市場の変動によるボラティリティといった項目の影響を取り除くことにより、当グループの業績を比較して表示することが可能になるためである。

基礎的利益の算出に当たり、当グループの基礎的業績を比較できるよう、税引前法定利益は、以下の項目について調整されている。

- ・ 合併、買収および統合に関する活動に関連する再編費用
- ・ ボラティリティおよびその他の項目（特定の資産売却の影響、当グループのヘッジに関する取決めに関連するボラティリティおよび保険業務において発生するボラティリティ、買収に関連する公正価値調整額の解消ならびに購入した無形資産の償却を含む。）
- ・ 資金引出機能の追加を通じた当グループの長期職域年金の強化に関する保険契約および参加型投資契約の修正による損失

かかる指標と計算の内容については、以下のとおりである。

アセット・クオリティ・レシオ:

顧客に対する貸付金その他の債権（実際に使用されたものと使用されていないものの両方）に係る当期の基礎的減損費用または基礎的減損費用戻入を、当期の顧客に対する貸付金その他の債権の平均残高に対する百分率として表したもの。この指標は、貸付金残高のクレジット・クオリティを評価するのに有用である。

銀行業務の純利息マージン:

銀行業務の顧客残高および商品残高に係る銀行業務受取利息純額を、当期の利付銀行業務資産平均残高に対する百分率として表したもの。この指標は、銀行業務の収益性を評価するのに有用である。

収益費用比率:

基礎的数値ベースで算出した収益合計に占める費用合計の割合。この指標は、基礎的減損戻入または基礎的減損費用の影響を取り除いた当グループの業務の収益性を評価するのに有用である。

総収入保険料:

総収入保険料は、当期中に計上された損害保険業務における契約高を示す指標である。この指標は、損害保険業務の成長を評価するのに有用である。

生命保険および年金の売上（新規契約保険料の現在価値）:

当期契約された新規契約の定期保険料と単発保険料の現在価値の合計。

預貸率:

顧客に対する貸付金その他の債権を顧客預金で除した比率。

営業費用:

是正、再編費用、オペレーティング・リース減価償却費、購入した無形資産の償却、保険のグロスアップおよびその他の法定項目の影響を除外するために調整された営業費用。

有形自己資本利益率:

普通株主に帰属する利益を有形純資産の平均値で除した比率。この指標は、当グループの業績を測定するための一貫した基準を提供するのに有用である。

1株当たり有形純資産:

のれんおよび買収関連の無形資産等の無形資産を除外した純資産を発行済普通株式数で除した値。この指標は、株主価値を評価するのに有用である。

減損前基礎的利益:

基礎的減損戻入または基礎的減損費用を除外するために調整された基礎利益。この指標は、将来の基礎的減損戻入または費用の影響前の当グループの業績を比較可能な形で表示することができるため有用である。

基礎的利益:

上記で詳述した特定の項目を調整した税引前法定利益。この指標は、経営陣のコントロールの及ばない市場の変動によるボラティリティ等の特定の項目の影響を取り除くことにより、当グループの業績を比較して表示することが可能になるため有用である。

財務成績の概要

損益計算書 - 基礎的数値ベース^A

(単位:百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年	2022年 ¹	増減(%)
基礎的受取利息純額	13,765	13,172	5
基礎的その他の収益	5,123	4,666	10
オペレーティング・リース減価償却費	(956)	(373)	
純収益	17,932	17,465	3
営業費用	(9,140)	(8,672)	(5)
是正費用	(675)	(255)	
費用合計	(9,815)	(8,927)	(10)
減損前基礎的利益	8,117	8,538	(5)
基礎的減損費用	(308)	(1,510)	80
基礎的利益	7,809	7,028	11
再編費用	(154)	(80)	(93)
ボラティリティおよびその他の項目	(152)	(2,166)	93
税引前法定利益	7,503	4,782	57
税金費用	(1,985)	(859)	
税引後法定利益	5,518	3,923	41

1株当たり利益¹ (ペソス)	7.6p	4.9p	2.7p
1株当たり配当額 - 普通 (ペソス)	2.76p	2.40p	15
自社株買戻額 (十億ポンド)	2.0	2.0	

銀行業務の純利息マージン^A	3.11%	2.94%	17bp
利付銀行業務資産平均残高 (十億ポンド)^A	453.3	452.0	
収益費用比率^{A, 1}	54.7%	51.1%	3.6pp
アセット・クオリティ・レシオ^A	0.07%	0.32%	(25)bp
有形自己資本利益率^{A, 1}	15.8%	9.8%	6.0pp

^A 2024年4月26日付で提出した外国会社報告書である当グループのAnnual Report and Accounts 2023（以下「アニュアル・レポート」という。）の第67頁を参照のこと。

1 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。アニュアル・レポートの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

貸借対照表の主要指標

(単位 : 十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	増減(%)
顧客に対する貸付金その他の債権	449.7	454.9	(1)
顧客預金	471.4	475.3	(1)
預貸率 ^A	95%	96%	(1)pp
CET 1 比率	14.6%	15.1%	(0.5)pp
CET 1 比率 (プロフォーマ・ベース) ^{A, 1}	13.7%	14.1%	(0.4)pp
英国レバレッジ比率	5.8%	5.6%	0.2pp
リスク加重資産	219.1	210.9	4
ホールセール部門の資金調達	98.7	100.3	(2)
流動性カバレッジ比率 ²	142%	144%	(2)pp
安定調達比率 ³	130%	130%	
1 株当たり有形純資産 (ペンス) ^{A, 4}	50.8p	46.5p	4.3p

1 2022年12月31日現在および2023年12月31日現在の数値は、公表済みの2022年度および2023年度の自社株買戻の全影響ならびにそれぞれ2023年2月および2024年2月に保険事業で受領した通常配当金の全影響のいずれも反映しているが、2023年1月1日付および2024年1月1日付それぞれのIFRS第9号の救済措置の段階的解除の影響は除外されている。

2 流動性カバレッジ比率は、直近の12ヶ月間の月間単純平均として算出されている。

3 安定調達比率は、直近の4四半期の平均に基づいている。

4 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。アニュアル・レポートの第218頁の注記1を参照のこと。

貸借対照表の分析

(単位 : 十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年 12月31日 現在	2023年 9月30日 現在	2023年 6月30日 現在	2022年 12月31日 現在	2022年 12月31日 現在	増減 (%)
顧客に対する貸付金その他の債権						
繰上返済可能な住宅ローン勘定 ¹	298.5	298.3	297.9		299.6	
繰上返済制限付き住宅ローン勘定 ¹	7.7	8.1	(5)	8.5	(9)	11.6
クレジットカード	15.1	15.1	14.9	1	14.3	6
英国リテール部門無担保ローン ¹	6.9	9.5	(27)	9.3	(26)	8.7
英国自動車金融	15.3	15.1	1	14.9	3	14.3
当座貸越金	1.1	1.0	10	1.0	10	1.0
ウェルス業務	0.9	0.9		0.9		0.9
リテール部門その他 ²	15.7	15.1	4	14.5	8	13.8
中小企業	33.0	34.2	(4)	35.5	(7)	37.7
法人・機関向け銀行業務	55.6	57.3	(3)	56.6	(2)	56.0
中央項目 ³	(0.1)	(2.5)	96	(3.3)	97	(3.0)
顧客に対する貸付金その他の債権	449.7	452.1	(1)	450.7	454.9	(1)
顧客預金						
リテール部門当座預金	102.7	104.6	(2)	107.8	(5)	114.0
リテール部門リレーションシップ貯蓄預金	177.7	173.8	2	169.4	5	166.3
リテール部門戦術的貯蓄預金	17.1	17.0	1	16.5	4	16.1
ウェルス業務	10.9	11.2	(3)	12.2	(11)	14.4
コマーシャル・バンキング部門預金	162.8	163.7	(1)	163.6		163.8
中央項目	0.2	-		0.3	(33)	0.7
顧客預金	471.4	470.3		469.8	475.3	(1)
資産合計⁴	881.5	893.1	(1)	882.8	873.4	1

負債合計⁴	834.1	848.1	(2)	838.3	(1)	829.5	1
普通株主資本 ⁴	40.3	37.9	6	37.3	8	38.4	5
その他持分証券	6.9	6.9		6.9		5.3	30
非支配持分	0.2	0.2		0.3	(33)	0.2	
資本合計⁴	47.4	45.0	5	44.5	7	43.9	8
発行済普通株式（自己株式を除く）（百万株）	63,508	63,486		64,571	(2)	66,944	(5)

1 2023年中の減少は、2023年第1四半期における2.5十億ポンド相当のリテール部門の既存住宅ローン（うち、2.1十億ポンドは繰上返済制限付き住宅ローン勘定内。）および2023年第4四半期における2.7十億ポンド相当のリテール部門の無担保ローンの証券化の影響を反映している。

2 主にヨーロッパ。

3 中央項目には、中央の公正価値ヘッジ会計の調整が含まれる。

4 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。Annual Reportの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

当グループの業績 - 法定ベース

以下の業績は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の認識および測定の原則に従って作成されている。基礎的業績については、当グループのAnnual Reportの第48頁に記載されている。また、法定ベースの業績と基礎的業績との調整については、Annual Reportの第68頁に記載されている。

損益計算書の概要

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年	2022年 ¹	増減(%)
受取利息純額	13,298	12,922	3
その他の収益	22,107	(18,268)	
収益合計	35,405	(5,346)	
保険・投資契約の純金融収益（費用）	(16,776)	20,887	
保険・投資契約の純金融収益（費用）控除後の収益合計	18,629	15,541	20
営業費用	(10,823)	(9,237)	17
減損	(303)	(1,522)	80
税引前利益	7,503	4,782	57
税金費用	(1,985)	(859)	
年間利益	5,518	3,923	41
普通株主に帰属する利益	4,933	3,389	46
その他の株主に帰属する利益	527	438	20
非支配株主に帰属する利益	58	96	(40)
年間利益	5,518	3,923	41
発行済普通株式（加重平均 - 基本）（百万株）	64,953	68,847	(6)
基本的株式1株当たり利益（ペソス）	7.6p	4.9p	2.7p

1 表示の変更およびIFRS第17号の採用に伴い修正再表示された。Annual Reportの第218頁に記載の注記1および第329頁に記載の注記54を参照のこと。

貸借対照表の概要

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在 ¹	増減(%)
資産			
現金および中央銀行預け金	78,110	91,388	(15)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	203,318	180,769	12
デリバティブ金融商品	22,356	24,753	(10)
償却原価で測定される金融資産	514,635	520,322	(1)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	27,592	23,154	19

その他の資産	35,442	33,008	7
資産合計	881,453	873,394	1
負債			
銀行預り金	6,153	7,266	(15)
顧客預金	471,396	475,331	(1)
償却原価で測定されるレポ契約	37,703	48,596	(22)
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	24,914	17,755	40
デリバティブ金融商品	20,149	24,042	(16)
償却原価で測定される発行負債証券	75,592	73,819	2
保険契約および参加型投資契約から発生した負債	120,123	110,278	9
非参加型投資契約から発生した負債	44,978	39,476	14
その他の負債	22,827	22,190	3
劣後債務	10,253	10,730	(4)
負債合計	834,088	829,483	1
資本合計	47,365	43,911	8
資本および負債合計	881,453	873,394	1

1 表示の変更およびIFRS第17号の採用に伴い修正再表示された。アニュアル・レポートの第218頁に記載の注記1および第329頁に記載の注記54を参照のこと。

当グループの業績の概要

法定ベースの業績

当グループの2023年における税引前法定利益は7,503百万ポンドであり、前年度比の増加は、2022年におけるIFRS第17号の会計変更に伴い収益を修正再表示したことによるところが大きい。加えて、2023年においては、純収益の増加および減損費用の大幅な減少の恩恵もあったが、想定どおりの営業費用の増加により一部相殺された。税引後法定利益は5,518百万ポンドであった。

当グループの法定損益計算書は、当グループの長期保険ファンドの契約者、当グループの非参加型投資契約の投資家および連結ファンドの第三者持分に帰属する収益および費用を含んでいる。これらの項目は、税引前利益を計算する際に大幅に相殺されるが、市場の動向によっては、法定ベースで収益合計と保険・投資契約の純金融収益との間で期間ごとに大幅な差異が生じる可能性がある。2023年においては、市況により、当グループは収益合計項目内の保険契約者の投資で純増を認識したが、それに対応する保険・投資契約の純金融費用によって大幅に相殺された。

2023年における保険・投資契約の純金融収益控除後の収益合計は18,629百万ポンドであり、主に保険・年金・投資部門における契約変更に伴いIFRS第17号に基づき2022年に発生した例外的費用を反映して、2022年比で20%増加した。受取利息純額は13,298百万ポンドであり、繰上返済可能な住宅ローン勘定、リテール部門の無担保業務および欧州リテール業務における増加を含め、マージンの拡大と利付資産の平均の増加により前年度比で3%増加した。2023年におけるその他の収益については22,107百万ポンドの利益であり、2022年における18,268百万ポンドの損失とは対照的であった。保険・投資契約の純金融収益については、2022年における20,887百万ポンドの利益に対して、2023年は、株式市場および債券市場の改善を反映して16,776百万ポンドの損失であった。

当グループは引き続きコスト管理に重点を置きつつ、計画どおりに戦略的投資を増加させた。営業費用合計は10,823百万ポンドであり、2022年に比べ17%増加した。これは、計画された戦略的投資の増加、退職給付費用、新規事業費用およびインフレの影響を反映したものであった。2023年において当グループは、既存のプログラムに関連する是正費用675百万ポンド（2022年：255百万ポンド）および先般発表された過去の自動車ローン手数料の決めに関する英国金融行動監視機構（FCA）による調査の潜在的影響のための引当金を認識した。オペレーティング・リース減価償却費が増加したのは、（特に第4四半期における）中古車価格の下落を反映したものであり、ポートフォリオの評価、処分益、高価値自動車の減価償却費ならびに第1四半期におけるタスカーの買収および同社のその後の成長に影響を及ぼした。

2023年の減損費用純額は303百万ポンド（2022年：1,522百万ポンド）であった。かかる減少には、単一顧客からの負債全額返済に伴う大幅な引当金の戻入が含まれていることに加え、昨年の経済見通し悪化に比べ当グループの経済見通しが小幅に修正されたことも功を奏した。

当グループの2023年の税金費用は、2022年の859百万ポンドに対し、利益増加を反映して1,985百万ポンドであった。2022年の税金費用には、2021年に行われた引当金の税額控除による222百万ポンドの利益が含まれていた。

顧客に対する貸付金その他の債権は、2023年中に5.2十億ポンド減少し、449.7十億ポンドであった。これは、第1四半期における2.5十億ポンド相当のリテール部門の既存住宅ローン（うち、2.1十億ポンドは繰上返済制限付き住宅ローン勘定内。）および第4四半期における2.7十億ポンド相当のリテール部門の無担保ローンを含め、5.2十億ポンド相当の証券化によるものであった。これらの変動を除外すると、顧客に対する貸付金その他の債権は横ばいであった。

顧客預金は、2022年末以来3.9十億ポンド（1%）減少し、471.4十億ポンドであった。これには、支出の増加および当グループ独自の貯金商品・サービスを含む貯金市場の競争激化による、リテール部門における当座預金残高の11.3十億ポンドの減少が含まれていた。リテール部門の貯金およびウェルス部門においては、残高が併せて8.9十億ポンド増加したが、その多くは、魅力的な顧客向け商品により、当グループの当座口座の顧客基盤から移管されたものであった。コマーシャル・バンキング部門の預金は、法人・機関向け銀行業務における目標達成に向けた増加が中小企業業務における減少により相殺されたことを反映して、2023年中に1.0十億ポンド減少した。

2023年12月31日現在の資本合計は47,365百万ポンドであり、2022年12月31日現在の43,911百万ポンドに比べ増加した。かかる変動は、2023年の帰属利益、キャッシュフロー・ヘッジ準備金の変動およびその他の資本性金融商品の発行を反映したものであるが、配当金の支払および自社株買戻制度の影響とともに、年金に影響を及ぼした市場の変動により一部相殺された。2023年2月に取締役会は、2十億ポンドを上限とする自社株買戻制度を通じて、2022年度の余剰資本金を返還することを決定した。これは、2023年2月に開始され、2023年8月25日に終了し、普通株式約4.4十億株（約7%）が買い戻された。

基礎的数値ベースの業績^A

2023年の当グループの基礎的利益は、2022年の7,028百万ポンドに比べ11%増加し、7,809百万ポンドであった。純収益の増加および基礎的減損費用の減少は、想定されていた営業費用および是正費用の増加により、一部相殺された。

純収益^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2023年	2022年	増減(%)
基礎的受取利息純額	13,765	13,172	5
基礎的その他の収益 ¹	5,123	4,666	10
オペレーティング・リース減価償却費 ²	(956)	(373)	
純収益^{A, 1}	17,932	17,465	3
銀行業務の純利息マージン ^A	3.11%	2.94%	17bp
利付銀行業務資産平均残高 ^A （単位：十億ポンド）	453.3	452.0	

1 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。アニュアル・レポートの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

2 オペレーティング・リース資産の売却益93百万ポンド（2022年：197百万ポンド）を除く。

2023年の純収益は、受取利息純額および基礎的その他の収益の増加により、前年比3%増の17,932百万ポンドであったが、オペレーティング・リース減価償却費の増加により一部相殺された。2023年の受取利息純額は13,765百万ポンドであり、5%増加した。これは、銀行業務の純利息マージンが予想に沿って3.11%（2022年：2.94%）に拡大したことと、利付銀行業務資産平均残高の増加に沿ったものであった。純利息マージンは、英国銀行金利の引上げおよび高金利環境からの構造的ヘッジ収益の増加による恩恵を受けたが、預金構成の影響および特に住宅ローン勘定における資産マージンの圧縮という想定されていた悪影響により一部相殺された。利付銀行業務資産平均残高は、2022年に比べやや増加し453.3十億ポンドであったが、想定どおり2022年第4四半期よりも若干低下した。2023年に利付資産平均残高が増加したのは、繰上返済可能な住宅ローン勘定、リテール部門の無担保ローンおよび欧州部門のリテール業務によるものであったが、繰上返済制限付き住宅ローン勘定の減少および中小企業業務ポートフォリオにおける政府支援融資の返済継続により相殺された。2023年の受取利息純額には、資金調達費用の増加および当グループの銀行業務以外の業務の成長により引き続き増加している銀行業務以外で発生した支払利息311百万ポンド（2022年：111百万ポンド）が含まれた。

当グループは、金利変動による収益および資本に対するリスクを、金利変動に対して安定的か、感応度がより低い純負債のヘッジ取引をすることにより管理している。英国ポンド建て構造的ヘッジの想定元本残高は247十億ポンド（2022年12月31日現在：255十億ポンド、2023年9月30日現在：251十億ポンド）であり、予想通り2023年下半期に想定元本残高を若干削減したことを受け、ヘッジ取引の加重平均期間は約3年半（2022年12月31日現在：約3年半）であった。当グループは、2023年に英国ポンド建て構造的ヘッジ残高から前年比で大幅増の3.4十億ポンド（2022年：2.6十億ポンド）の総利益を計上した。

2023年の基礎的その他の収益は5,123百万ポンドであり、2022年の4,666百万ポンドに比べ10%増加した。これは、リテール部門、コマーシャル・バンキング部門および保険・年金・投資部門における増加によるものであった。

リテール部門の基礎的その他の収益は、当座預金の増加、クレジットカード業務の活発化、レックス・オートリースの業績向上およびタスカーの買収による増加により、2022年に比べ25%増加した。コマーシャル・バンキング部門でも2023年に8%増加したのは、資本市場における資金調達および取引のパフォーマンス向上を反映したものであった。保険・年金・投資部門の基礎的その他の収益は、事業の成長および市場での好収益の他、2022年に既存の長期職域年金に資金引出機能を追加したことによる会計上の解消効果により、前年比で26%増加した。株式投資業務および中央項目の基礎的その他の収益は主に、発行済み中期仕組み債の資金調達費用の増加（これは、調達した資金の運用で得られた受取利息により相殺された。）および限定的な範囲で当グループの株式投資業務に影響を及ぼす出口市場の低迷による影響を受けた。

当グループは、保険・年金・投資部門およびリテール部門内で報告されているウェルス業務の管理資産（AuA）を順調かつ有機的に増加させ、開示されている管理資産では年間で合計5.4十億ポンドの新規資金（純額）を達成した。開示されている管理資産は現在、約179十億ポンドである。

オペレーティング・リース減価償却費は956百万ポンドであり、前年比で増加した（2022年：373百万ポンド）。これは、（特に第4四半期における）中古車価格の下落を反映したものであり、ポートフォリオの評価、处分益、高価値自動車の減価償却費ならびに第1四半期におけるタスカーの買収および同社のその後の成長に影響を及ぼした。

費用合計^A

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

2023年	2022年	増減(%)
-------	-------	-------

営業費用 ^{A、1}	9,140	8,672	(5)
是正費用	675	255	
費用合計 ^{A、1}	9,815	8,927	(10)
収益費用比率 ^{A、1}	54.7%	51.1%	3.6pp

1 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。アニュアル・レポートの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

是正費用を含む費用合計は9,815百万ポンドであり、前年比で10%増加した。営業費用は、計画されていた戦略的投資、退職給付費用、新規事業費用およびインフレの影響の増加により5%増の9,140百万ポンドとなり、予想に沿った水準となったが、費用効率化の継続により一部軽減された。2023年の当グループのは正費用を含む収益費用比率は、前年度の51.1%に対し54.7%であった。

2023年に当グループは、既存のプログラムおよび先般発表されたFCAによる過去の自動車ローン手数料の取決めに関する調査の潜在的影響に関連するは正費用675百万ポンド(2022年:255百万ポンド)を認識した。HBOSピーエルシーのレディング支店に関連する追加費用はなく、引当も引き続き当グループの負債全額に関する最善の見積りを反映して計上されているが、不確実性は残る。

当グループは、2024年1月に発表された、複数の企業の過去の自動車ローン手数料の取決めおよび販売に関するFCAによる第166条に基づく調査を踏まえ、見込まれるは正費用として450百万ポンドを引当計上している。かかる調査は、英国金融オンブズマン・サービス(FOS)が先般、自動車ローン手数料に関する苦情につき顧客に有利な判断を行ったことを受けてなされるものである。当該費用には、例えば手数料モデル、手数料率、適用期間(2007年から2021年の間)、苦情の応答率、判決や裁定が苦情を支持する率であるアップホールド率を含め、様々な前提を用いた様々なシナリオに基づく、運営費用および弁護士費用(訴訟費用を含む。)の見積額ならびに潜在的な裁定見積額が含まれる。FCAがは正を必要とする不正行為や顧客損失があったと結論づけた場合、または不利な訴訟判決が下された場合には、費用や裁定額が発生する可能性がある。しかし、FCAによる調査は進行中であり、不祥事および顧客損失(もしあれば)の程度、は正措置が必要な場合の内容および程度、ならびにその時期については不確実性が高い。このため、最終的な財務上の影響は、引き当てた金額を大きく上回るまたは下回る可能性がある。当グループは、第166条に基づく独立した調査を通じたFCAによる介入を支持する。

基礎的減損^A

(単位:百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年	2022年	増減(%)
複数経済シナリオ(MES)更新前の費用(戻入) ¹			
リテール部門	1,064	773	(38)
コマーシャル・バンキング部門	(487)	122	
その他	(12)	20	
	565	915	38
更新された経済見通し			
リテール部門	(233)	600	
コマーシャル・バンキング部門	(24)	395	
その他	-	(400)	
	(257)	595	
基礎的減損費用^A	308	1,510	80

アセット・クオリティ・レシオ ^A	0.07%	0.32%	(0.25)bp
予想信用損失引当金合計(12月31日現在) ^A	4,337	5,284	18

1 各四半期の経済見通しの更新の影響を除外した減損費用。

アセット・クオリティは引き続き良好であり、四半期におけるポートフォリオ全体の信用パフォーマンスは比較的安定しており、パンデミック前の実績とほぼ同水準またはそれよりも良好な水準を維持した。基礎的減損は308百万ポンド（2022年：1,510百万ポンド）であり、アセット・クオリティ・レスコは7ベーシス・ポイントとなった。2023年の費用も、当グループの経済見通しの若干の変更を反映した第4四半期における188百万ポンドの戻入を含め、純額で257百万ポンドの複数経済シナリオ（MES）に基づく戻入（2022年：595百万ポンドの費用）の恩恵を受けた。

更新前の複数経済シナリオ（MES）に基づく減損費用は、主に第4四半期における多額の戻入によるコマーシャル・バンキング部門における純額で487百万ポンドの戻入を含め、565百万ポンド（2022年：915百万ポンド）であった。これを除外すると、2023年の等価資産のアセット・クオリティ・レスコは、30ベーシス・ポイント未満という予想に沿って29ベーシス・ポイントであった。2022年に比べ業績は好調であったが、主に既存の英国変動金利住宅ローン・ポートフォリオにおいては、低水準からの若干の悪化がみられた。減損費用には、将来の回収価値を引き下げる割引率上昇の影響や、経済見通しの悪化に伴うステージ1の貸付金から積み立てた予想信用損失（ECL）引当金も含まれている。

英国の住宅ローンにおける新規延滞件数は2023年を通じて比較的安定していたが、年初にはわずかに増加した。デフォルトへの移行は、2023年中に増加したが、これも前述のとおり主に既存の変動金利顧客によるものであり、下半期にはその傾向は安定した。無担保ポートフォリオは、引き続き安定した新規延滞およびデフォルトの傾向を示しており、パンデミック前とほぼ同水準またはそれを下回った。コマーシャル・バンキング部門のポートフォリオのクレジット・クオリティは引き続き良好であり、悪化も限定的であった。

予想信用損失（ECL）引当金は4.3十億ポンド（2022年12月31日現在：5.3十億ポンド）であり、基本ケースおよび関連する前提条件から導いた経済シナリオの確率加重に関する見解が引き続き反映されている。過年度と同様に、基本ケース、上振れシナリオおよび下振れシナリオには30%の確率加重、深刻な下振れシナリオには10%の確率加重が適用されている。2023年のGDP成長率は0.5%と低迷しており、今後数年間も低成長が続くとみられ、失業率は2024年末までに緩やかに上昇して5.2%に達すると予想される。2023年下半期の住宅価格はこれまでの想定よりも良好であり、その結果、最新の基本ケースでは、2024年に若干下落し、2.2%（2023年9月30日現在：2.4%）になると仮定している。

全体的に、ECLに対する判断による調整額0.1十億ポンドは、2023年において0.3十億ポンド減少した。特筆すべきは、かかる減少が、現在モデル内で捕捉されている調整と、ポートフォリオ内の良好な企業倒産率を反映させるためにECLを減少させる大幅なマイナス調整を行うことによる影響に関連することである。主要な判断による調整は、リテール・ポートフォリオにおける基準金利の上昇とインフレ圧力により継続しているリスク、および一部の商業用不動産セグメントにおける現在の評価によるリスクをカバーするため、引き続き実施されている。

2023年においてステージ2の資産は56.5十億ポンド（2022年12月31日現在：65.7十億ポンド）に減少し、これまでにステージ2の貸付金の91.3%（2022年12月31日現在：92.7%）を占めている。ステージ3の資産は10.1十億ポンドであり、第4四半期には2022年12月31日現在に比べて減少した（2022年12月31日現在：10.8十億ポンド）。こうしたステージ2およびステージ3における減少には、経済見通しの改善に伴うステージ2からステージ1への資産の移行、2023年第1四半期におけるリテール部門の既存住宅ローンおよび第4四半期におけるリテール部門の無担保ローンの証券化、ならびにステージ3の單一大口顧客からの債務完済による影響が含まれていた。

再編、ボラティリティおよびその他の項目

（単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く）

	2023年	2022年	増減(%)
基礎的利益 ^{A、1}	7,809	7,028	11

再編費用	(154)	(80)	(93)
ボラティリティおよびその他の項目 ¹			
市場ボラティリティおよび資産売却 ¹	35	(1,978)	
購入した無形資産の償却	(80)	(70)	(14)
公正価値の解消	(107)	(118)	9
	(152)	(2,166)	93
税引前法定利益¹	7,503	4,782	57
税金費用¹	(1,985)	(859)	
税引後法定利益¹	5,518	3,923	41
1株当たり利益 ¹ (ペンス)	7.6p	4.9p	2.7p
有形自己資本利益率 ^{A、1}	15.8%	9.8%	6.0pp
1株当たり有形純資産 ^{A、1} (ペンス)	50.8p	46.5p	4.3p

1 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。アニュアル・レポートの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

2023年の再編費用は154百万ポンド（2022年：80百万ポンド）であり、エンパークおよびタスカーの統合に関連する費用の他、主要サプライヤーの破綻に伴う一部の顧客向け通信サービスを継続するために1回限り発生した費用が含まれていた。2023年のボラティリティおよびその他の項目については、152百万ポンドの純損失（2022年：2,166百万ポンドの純損失）であった。これは、有利な市場ボラティリティおよび資産売却35百万ポンド、購入した無形資産の償却80百万ポンド（2022年：70百万ポンド）ならびに公正価値の解消に関連するもの107百万ポンド（2022年：118百万ポンド）で構成されていた。市場のボラティリティおよび資産売却には銀行業務における有利なボラティリティが含まれていたが、保険業務におけるボラティリティの悪影響により一部相殺された。2022年のボラティリティおよびその他の項目には、大幅な顧客強化の一環として既存の長期職域年金に資金引出機能を追加したことによる、特に下半期の保険・年金・投資部門における契約変更によるIFRS第17号に基づく例外的な費用も含まれていた。

基礎的業績から法定ベースの業績への調整の詳細については、アニュアル・レポートの第68頁に記載されている。

2023年の有形自己資本利益率は、当グループの堅調な業績を反映して15.8%（2022年：9.8%）であった。2023年の1株当たり利益は、7.6ペンス（2022年：4.9ペンス）であった。

2023年12月31日現在の1株当たり有形純資産は50.8ペンスであり、2022年12月31日現在の46.5ペンスに比べ増加した。これは、利益の増加、キャッシュフロー・ヘッジ準備金の戻入および2023年2月に発表した自社株買戻制度の実施に伴う株式数の減少によるものであったが、年金会計剩余金に対するマイナスの市場インパクトおよび資本分配により一部相殺された。1株当たり有形純資産は、黒字の継続および金利変動に伴うキャッシュフロー・ヘッジ準備金の増額により、2023年9月30日現在に比べ3.6ペンス増加したが、年金剩余金の増減により一部相殺された。2022年度の自社株買戻制度は2023年8月25日に終了し、約4.4十億株（約7%）の普通株式が買い戻された。

税金

2023において当グループは、利益の増加を反映して1,985百万ポンド（2022年：859百万ポンド）の税金費用を計上した。2022年には、2021年に積み立てた引当金の税額控除に関連する222百万ポンドの利益が含まれていた。当グループは、中期的実効税率が、銀行付加税（サーチャージ）の税率引下げおよび法人税率の19%から25%への引上げ（いずれも効力発生日は2023年4月1日である。）の影響を含め、約27%となるとみている。2023における税金費用と当グループの会計上の利益との関係の説明については、アニュアル・レポートの第252頁に記載の注記19を参照のこと。

貸借対照表

(単位 : 十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	増減(%)
顧客に対する貸付金その他の債権	449.7	454.9	(1)
顧客預金	471.4	475.3	(1)
預貸率 ^A	95%	96%	(1)pp
ホールセール部門の資金調達額	98.7	100.3	(2)
ホールセール部門の資金調達額（満期 1 年未満）	35.1	37.5	(6)
そのうち、短期金融市場資金調達額（満期 1 年未満） ¹	23.8	24.8	(4)
流動性カバレッジ比率 - 適格資産 ²	136.0	144.7	(6)
流動性カバレッジ比率 ³	142%	144%	(2)pp
安定調達比率 ⁴	130%	130%	

1 証拠金に関連する残高2.4十億ポンド（2022年12月31日現在：2.6十億ポンド）を除く。

2 適格資産は、流動性を割り引いた後の過去12ヶ月間の月末単純平均として算出されている。

3 流動性カバレッジ比率は、過去12ヶ月間の月間単純平均として算出されている。

4 安定調達比率は、過去4四半期の平均に基づいている。

顧客に対する貸付金その他の債権は、2023年中に5.2十億ポンド減少し、449.7十億ポンドであった。これは、第1四半期における2.5十億ポンド相当のリテール部門の既存住宅ローン（うち、2.1十億ポンドは繰上返済制限付き住宅ローン勘定内。）および第4四半期における2.7十億ポンド相当のリテール部門の無担保ローンを含む5.2十億ポンド相当の証券化によるものであった。これらの変動を除外すると、顧客に対する貸付金その他の債権は横ばいであり、無担保の英国自動車金融および欧州個人向け貸付全体で4.7十億ポンド増加したが、繰上返済可能な住宅ローン勘定の0.7十億ポンドの減少、繰上返済制限付き住宅ローン勘定の1.8十億ポンドの減少および主に政府保証貸付の返済による中小企業業務における4.7十億ポンドの減少により相殺された。証券化は、貸借対照表上のリスクを管理する目的および規制当局による自己資本圧力を相殺する目的で行われており、当グループにとっても市場環境により正味現在価値のプラスの取引が可能となる。

顧客預金は、2022年末以降3.9十億ポンド（1%）減少し、471.4十億ポンドであった。かかる減少には、支出の増加および当グループ独自の貯金商品・サービスをはじめとする貯金市場の競争激化によるリテール部門における当座預金口座残高の11.3十億ポンドの減少が含まれていた。リテール部門の貯金業務およびウェルス業務においては、残高が併せて8.9十億ポンド増加したが、その多くは、魅力的な顧客向け商品・サービスにより、当グループの当座預金口座の顧客基盤からの移管によるものであった。コマーシャル・バンキング部門の預金は、法人・機関向け銀行業務における目標達成に向けた増加を反映して2023年中に1.0十億ポンド減少したが、中小企業業務における減少により相殺された。

当グループは、主に現金および政府債で保有する巨大で質の高い流動性資産ポートフォリオを有しており、いずれの資産についても金利リスクがヘッジされている。当グループの流動資産は、引き続き規制上の要件および内部リスク選好度を大幅に上回っており、流動性カバレッジ・レシオは142%（2022年12月31日現在：144%）と安定的かつ堅調であり、安定調達比率も130%（2022年12月31日現在：130%）と堅調である。2022年もおおむね安定していた預貸率は、引き続き堅固な資金調達・流動性ポジションを反映して95%であり、貸付が増加する可能性を秘めている。当グループの資金調達・流動性ポジションの詳細については、アニュアル・レポートの第180頁に記載されている。

資本

	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	増減(%)
CET 1 比率	14.6%	15.1%	(0.5)pp
CET 1 比率（プロフォーマ・ベース） ^{A、1}	13.7%	14.1%	(0.4)pp
英國レバレッジ比率	5.8%	5.6%	0.2pp
リスク加重資産（十億ポンド）	219.1	210.9	4

資本創出

(単位 : bp、別途記載のある場合を除く)

2022年12月31日現在のCET 1 比率 (プロフォーマ・ベース)¹	14.1%
銀行業務収益（減損費用を含む）	237
保険事業からの配当金	12
リスク加重資産	(25)
定額年金赤字拠出	(30)
その他の変動 ²	29
資本創出	223
リテール部門における担保付CRD モデルの更新および IFRS第9号に基づく経過救済措置の段階的解消	(50)
資本創出 (CRD および経過救済措置の終了後)	173
タスカーの買収	(21)
普通株式配当金	(86)
自社株買戻増加分	(98)
変額年金拠出 ³	(9)
2023年12月31日現在のCET 1 比率 (プロフォーマ・ベース)¹	13.7%

1 2022年12月31日現在および2023年12月31日現在の数値は、発表済みの2022年度および2023年度の自社株買戻の全面的影响ならびにそれぞれ2023年2月および2024年2月に保険業務から受領した普通株式配当金のいずれも反映しているが、それぞれ2023年1月1日および2024年1月1日におけるIFRS第9号に基づく救済措置の段階的終了の影响を除外している。

2 株式に基づく支払および市場ボラティリティを含む。

3 当グループが2023年12月に拠出した残存年金積立不足分全額250百万ポンド。

2023年12月31日現在の当グループのプロフォーマCET 1 資本比率は、13.7% (2022年12月31日現在 : 14.1% (プロフォーマ・ベース)) であった。2023年中の規制による悪影響を受ける前の資本の創出は、堅調な銀行業務収益、保険業務から受領した配当金250百万ポンドおよびその他の変動を反映して223ペース・ポイントであった。これらの影響は、リスク加重資産の増加 (リテール部門の担保付CRD モデル更新前および最適化控除後) および当グループの3つの主要な確定給付型年金制度に対する通年の定額年金積立不足分の拠出 (800百万ポンド) により一部相殺された。50ペース・ポイントの規制による悪影響は、主にリテール部門における担保付CRD モデルの更新の影響の一部に対するリスク加重資産の調整5十億ポンドを反映したものであった。これはまた、IFRS第9号に基づく静的救済措置の終了およびIFRS第9号に基づく動的救済措置に適用された経過要因の減少も反映したものであった。こうした規制による悪影響控除後の資本の創出は173ペース・ポイントであった。これは、第4四半期における大幅な戻入に伴う減損戻入から30ペース・ポイント弱の恩恵を受けていたが、FCAによる過去の自動車ローン手数料の取決めに関する調査の潜在的影響から発生した450百万ポンドの費用に関連する約15ペース・ポイントにより大幅に相殺された。

2023年9月に支払われた普通株式中間配当および提案された普通株式最終配当のための増額の影響は86ペース・ポイントに相当し、発表済みの普通株式買戻制度のための増額を補填するためにさらに98ペース・ポイント、第4四半期における残存年金積立不足分250百万ポンド全額の拠出を反映して変額年金拠出のために9ペース・ポイントが使用された。タスカーの買収にも、21ペース・ポイントの資本が使用された。

2024年2月に保険業務から受領した配当金および発表済みの自社株買戻制度の全面的影響を除外すると、2023年12月31日現在の当グループのCET 1 資本比率は、14.6% (2022年12月31日現在 : 15.1%) であった。

リスク加重資産は、2023年中に8.2十億ポンド増加し、2023年12月31日現在で219.1十億ポンド (2022年12月31日現在 : 210.9十億ポンド) であった。かかる増加には、リテール部門における担保付CRD モデルの更新の影響5十億ポンドが含まれており、うち2十億ポンドは第4四半期において計上され

た。これを除外すると、貸付リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスクは増加し、信用とモデルの調整およびその他の変動による小幅な増加は、貸借対照表上の資本効率化のための証券化をはじめとする最適化により一部相殺された。

PRAは、第4四半期中の当行グループのピラー（Pillar）2 A CET 1 資本要件の最新版を提供済みであり、当該要件ではリスク加重資産が引き続き約1.5%に設定されていた。2023年7月においては、英国のカウンターシクリカル資本バッファー（CCyB）比率が1%から2%に引き上げられたことから、当グループのCCyB比率も0.9%から1.8%に引き上げられた。その結果、当グループの規制上のCET 1 資本要件は、現在約12%である。取締役会の変更後の見解では、事業を成長させ、現在および将来の規制要件を満たし、経済上および事業上の不確実性を補完するために必要な現行のCET 1 資本のレベルは、現在13.0%である（以前：13.5%）。これには、引き続き経営バッファー1%前後が含まれている。

年金

当グループは、2022年12月31日時点で主要な確定給付年金制度の3年ごとの評価を完了済みである。2023年上半期における定額拠出800百万ポンドに続き、残存年金積立不足分250百万ポンドの全額についても、受託者と合意の上、当グループは2023年12月に拠出した。2025年12月31日に終了する今回の3年間の評価対象期間においては、定額または変額の別を問わず、今後さらなる年金積立不足が発生しない見通しである。

リテール部門

リテール部門の業績の概要^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)			
	2023年	2022年	増減(%)
基礎的受取利息純額	9,647	9,774	(1)
基礎的その他の収益	2,159	1,731	25
オペレーティング・リース減価償却費	(948)	(368)	
純収益	10,858	11,137	(3)
営業費用	(5,469)	(5,175)	(6)
是正費用	(515)	(92)	
費用合計	(5,984)	(5,267)	(14)
減損前基礎的利益	4,874	5,870	(17)
基礎的減損費用	(831)	(1,373)	39
基本的利益	4,043	4,497	(10)

銀行業務の純利息マージン ^A	2.73%	2.76%
利付銀行業務資産平均残高 ^A （十億ポンド）	365.6	362.0
アセット・クオリティ・レシオ ^A	0.23%	0.38%

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)			
	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	増減(%)
繰上返済可能な住宅ローン勘定 ¹	298.5	299.6	
繰上返済制限付き住宅ローン勘定 ¹	7.7	11.6	(34)
クレジットカード	15.1	14.3	6
英國リテール部門無担保貸付金 ¹	6.9	8.7	(21)
英國自動車金融	15.3	14.3	7
当座貸越金	1.1	1.0	10
ウェルス業務	0.9	0.9	
その他 ²	15.7	13.8	14
顧客に対する貸付金その他の債権	361.2	364.2	(1)
オペレーティング・リース資産 ³	6.5	4.8	35

顧客資産合計	367.7	369.0	
当座預金	102.7	114.0	(10)
リレーションシップ貯蓄預金	177.7	166.3	7
戦術的貯蓄預金	17.1	16.1	6
ウェルス業務	10.9	14.4	(24)
顧客預金	308.4	310.8	(1)

リスク加重資産	119.3	111.7	7
----------------	-------	-------	---

1 2023年中の減少は、2023年第1四半期における2.5十億ポンド相当のリテール部門の既存住宅ローン（うち、2.1十億ポンドは繰上返済制限付き住宅ローン勘定内）および2023年第4四半期における2.7十億ポンド相当のリテール部門の無担保ローンの証券化の影響を反映している。

2 主にヨーロッパ。

3 オペレーティング・リース資産は、レックス・オートリースおよびタスカーに関連している。

コマーシャル・バンキング部門

コマーシャル・バンキング部門の業績の概要^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年	2022年	増減(%)
基礎的受取利息純額	3,799	3,447	10
基礎的その他の収益	1,691	1,565	8
オペレーティング・リース減価償却費	(8)	(5)	(60)
純収益	5,482	5,007	9
営業費用	(2,647)	(2,496)	(6)
是正費用	(127)	(133)	5
費用合計	(2,774)	(2,629)	(6)
減損前基礎的利益	2,708	2,378	14
基礎的減損戻入（費用） ³	511	(517)	
基礎的利益	3,219	1,861	73
銀行業務の純利息マージン ^A	4.63%	3.93%	
利付銀行業務資産平均残高 ^A （十億ポンド）	86.8	90.0	(4)
アセット・クオリティ・レシオ ^A	(0.54%)	0.52%	

(単位：十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	増減(%)
中小企業	33.0	37.7	(12)
法人・機関向け銀行業務	55.6	56.0	(1)
顧客に対する貸付金その他の債権	88.6	93.7	(5)
顧客預金	162.8	163.8	(1)
リスク加重資産	74.2	74.3	

保険・年金・投資部門

保険・年金・投資部門の業績の概要^A

(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年	2022年 ¹	増減(%)
基礎的受取利息純額	(132)	(101)	(31)
基礎的その他の収益	1,209	960	26
純収益	1,077	859	25
営業費用	(880)	(879)	
是正費用	(14)	(30)	53
費用合計	(894)	(909)	2
減損前基礎的利益（損失）	183	(50)	

基礎的減損戻入(費用)	7	(12)
基礎的利益(損失)	190	(62)
	17,449	18,991
生命保険および年金の販売(新規契約保険料の現在価値) ^A		
当期に認識された保険契約および参加型投資契約の新規事業価値 ^{A、2}		
うち、契約上のサービス・マージンおよびリスク調整の繰延	173	132
うち、当初認識時に認識された損失	(20)	(33)
	153	99
管理資産(資金流入出純額) ³ (十億ポンド)	5.1	8.4
引受損害保険新規総収入保険料 ^A	124	55
引受損害保険総収入保険料合計 ^A	579	486
損害保険コンバインド・レシオ ⁴	106%	113%
		(7)pp

(単位:十億ポンド、別途記載のある場合を除く)

	2023年 12月31日現在	2022年 12月31日現在	増減(%)
保険ソルベンシー比率(配当前) ⁵	186%	163%	23pp
顧客管理資産合計	213.1	197.3	8

- 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。アニュアル・レポートの第218頁に記載の注記1を参照のこと。
- 新規事業価値とは、獲得費用および(損益計算書において直接認識される)不利な契約の損失要素を控除後の、新規契約の当初認識における契約上のサービス・マージンおよびリスク調整に付加される価値をいうが、既存事業の増加分は含まれない。
- 事業活動による資産の流入および流出の変動(市場の変動を除く)。
- 2023年の損害保険コンバインド・レシオには、異常気象(嵐、地盤沈下および凍結)関連の保険金請求51百万ポンド(2022年:108百万ポンド)が含まれている。これらの項目および準備金戻入を除外すると、同レシオは97%(2022年:94%)であった。
- 相当する規制上の見積もり比率(計算には、利益配当基金に保持されている資本と、該当する場合は配当支払後の財務状態が考慮されている。)は166%(2022年12月31日現在:2023年2月の配当支払後、152%)であった。

契約上のサービス・マージン(CSM)およびリスク調整の変動

(単位:百万ポンド)

	2023年			2022年			変動
	CSM	リスク調整	合計 ¹	CSM	リスク調整	合計 ¹	
1月1日現在	3,999	1,109	5,108	1,927	1,492	3,419	1,689
当期新規契約							
うち、職域・退職口座	31	47	78	10	45	55	23
うち、個人年金およびバルク年金	82	26	108	43	43	86	22
うち、保障	(19)	6	(13)	(13)	4	(9)	(4)
	94	79	173	40	92	132	41
損益計算書への解放	(310)	(77)	(387)	(229)	(90)	(319)	(68)
その他 ²	412	(1)	411	2,261	(385)	1,876	(1,465)
12月31日現在	4,195	1,110	5,305	3,999	1,109	5,108	197

- 繰延利益合計は、CSMおよびリスク調整により再表示され、いずれも貸借対照表に計上されている。CSMは、保険契約サービスが提供されるに連れ解消される。リスク調整は、負債計算における不確実性が減少するに連れ解消される。数値は、再保険控除後のものである。
- 2022年のその他には、2022年中に変更されて新規契約として認識された契約により発生したCSMの増加に関連する1,331百万ポンド(2023年:なし)が含まれていた。これは、新規事業価値に含まれていない。

保険業務から生じるボラティリティ

	(単位：百万ポンド)	
	2023年	2022年 ¹
保険のボラティリティ	198	(822)
保険契約者利益のボラティリティ	116	(205)
ボラティリティ合計	314	(1,027)
保険ヘッジの取決め	(422)	351
合計²	(108)	(676)

1 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。Annual Reportの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

2 保険の変動合計は、市場のボラティリティおよび資産売却に含まれており、2023年には合計で35百万ポンドの利益を生じた（2022年：1,978百万ポンドの損失）。Annual Reportの第68頁を参照のこと。

株式投資および中央項目

	(単位：百万ポンド、別途記載のある場合を除く)		
	2023年	2022年 ¹	増減(%)
純収益	515	462	11
営業費用	(144)	(122)	(18)
是正費用	(19)	-	(18)
費用合計	(163)	(122)	(34)
減損前基礎的利益	352	340	4
基礎的減損戻入	5	392	(99)
基礎的利益	357	732	(51)

1 2022年の比較数値は、IFRS第17号の影響を反映するため修正再表示されている。Annual Reportの第218頁に記載の注記1を参照のこと。

第3【参考書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。